

熊労発基 0823 第 1 号

令和 4 年 8 月 23 日

熊本地方最低賃金審議会

会 長 高 峰 武 殿

熊本労働局長

新田 峰雄

熊本地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）

標記について、熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議申出があったので、貴審議会の意見を求める。